

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第2回川根本町議会定例会を開会します。

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月16日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、報告1件、承認2件、諮問2件、議案7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる、議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 鈴木議員。

○10番（鈴木多津枝君） 議員の派遣の決定の報告書ですけれども、安芸高田市へ行ったのまで議員の派遣になるんですか。これは行政が議会として行ったのではなくて、一般町民として参加していただきますということをずっと聞いていたんですけれども。

○議長（中田隆幸君） 今事務局のほうから訂正をお願いしたいと、こういうことが言われま

したので、訂正をお願いいたします。いいですか、鈴木さん。

○10番（鈴木多津枝君） どういう訂正ですか。

○議会事務局長（大村敏秋君） その広島の場合ですが、それにつきましては行政から依頼がありまして、一般町民として参加ということですので、議員派遣ではありませんので、失礼いたしました。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木さん、いいですか。

○10番（鈴木多津枝君） はい、いいです。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） それでは、会議を進めます。

今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。

きょうは平成26年第2回の川根本町議会定例会ということで、全員の議員の皆さんに御参集いただきまして会議ができますことを、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

そのような中で、私も就任いたしましてから8カ月余りたちました。その間、議会の皆様方にも大変御指導または御協力をいただきまして、心よりお礼を申し上げたいというふうに思っております。

そのような中で、私、この間、それぞれの場所で申し上げておりますのは、この一、二年が川根本町にとって非常に重要な時期であるということ認識をいたしております。特に今現在南アルプスがエコパークに認定をされた、登録をされた。また、大井川鉄道の問題、川根高校の問題、それから茶業、観光の問題、また、若干の明るい話題ではございますけれども、トーマスが大変人気があるというようなことの対応、それから、リニアの関係、これにつきましても多くの皆様方に関係するというような中で、やはりこれら一体の対応といたしましては、行政と議会がどうしても一体となって対応する必要があるというふうに思っております。そのような中で、まだまだ少子化の対応等々におきましても、まだ不備な点があるということも認識をしております。そのような中で、これから皆様方と一緒に、町民も含めて対応することが必要ということ、きょう改めて皆様方に申し上げておきたいというふうに思っております。

そのような中で、私の6月17日からの行政報告をさせていただきます。

皆さんとともに6月17日に議会の全協を開催をしております。このときに、全国の林業会議所の会長であります榛村、前の掛川市長がお見えになって、これからこの中山間地域の非常に重要性というのを私に教えていただいたというのがこの日で、わざわざ来ていただいた

というのが17日でございます。

それから、6月18日、この日には中電の大井川電力発電所の所長が代わられるということで、異動に伴います挨拶にお見えになったというのがこの日でございます。

6月19日には中部地域政策局長が来庁をされまして、懇談をしております。この日には、恒例でございます円卓会議、これは農林事務所並びに土木事務所のそれぞれの幹部の皆さんが、今後の事業計画等々について説明をされたというのがこの日でございます。

また、この日には長島ダム在所長もお見えになりまして、今年少し降雨が少ないということで、長島も大変水が汚れてきているというような話をお聞きをいたしました。これについては、当然ながら水の量よりはきれいな水を必要としているということを申し上げました。

6月20日ですが、全員協議会を開催しております。

6月21日、22日ですが、来年徳山のときどんの関係のホタルの環境サミット、これの全国大会をやりたということで、私どもも積極的に全国大会を応援するというような立場から、徳山地区の皆さんがほとんどだったんですが、大変多くの皆さんに参加していただいて、福井県の勝山市へ行って来たというのがこの日でございます。

6月22日には、午後、富士山の世界遺産登録1周年の記念式典が沼津市でありまして、これに出席をしております。

6月23日、この日には、自衛官募集相談員委嘱式というのがございまして、役場の職員ではありますが、小長谷という職員が委嘱をされたというのがこの日でございます。これは自衛官の募集の窓口になってほしいというような話のことでした。

それから、6月23日、これは茶草場農法のフォーラムというのがございまして、掛川グラウンドホテルへ行ってまいりました。この折、大変著名な皆様方がこの日にフォーラムを行いまして、次の日にはつちや農園のほうへ現地視察ということで、大勢の外国人を含めた多くの皆さんがお見えになったというのが、この日でございます。

6月24日、この日は県の町村会の総会がございまして、東伊豆へ行ってまいりました。

それで、本日の定例会ということで6月26日でございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、森照信君、10番、鈴木多津枝君を指名します。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月2日までの7日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月2日までの7日間に決定しました。

◇

◎日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成25年度川根本町一般会計予算）

○議長（中田隆幸君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成25年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案ですので、本案について、町長からの報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第3です。報告第1号、繰越明許費繰越計算書についての説明をさせていただきます。

報告第1号は、平成25年12月定例会及び平成26年3月定例会において御承認をいただきました、平成25年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定をいたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

資料1ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費、事業名、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託は、翌年度繰越額4,494万円です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、町単独事業、創造と生きがいの湯ボイラー改修工事は、翌年度繰越額373万2,000円です。

第2項児童福祉費、事業名、保育対策等促進事業、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託は、翌年度繰越額378万円です。

第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、町単独事業、林道長尾川線測量設計の業務委託は、翌年度繰越額220万円、森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開設事業は、翌年度繰越額1,670万円、道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事は、翌年度繰越額1,058万円、道整備交付金事業、林道寸又線改良工事は、翌年度繰越額855万円、県単独林道（開

設) 事業、施業道ヒラト線開設工事は、翌年度繰越額2,300万円、県単独林道(改良)事業、林道南赤石線改良工事は、翌年度繰越額373万2,000円、県単独林道(改良)事業、林道富沢線改良工事は、翌年度繰越額84万2,000円、県単独林道(改良)事業、林道大沢線改良工事は、翌年度繰越額112万8,000円、町単独事業、林道蕎麦粒線改良工事は、翌年度繰越額228万円です。

資料2ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、町単独道路修繕事業、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う地質調査業務委託は、翌年度繰越額620万3,000円、町単独道路修繕事業、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う測量設計業務委託は、翌年度繰越額424万3,000円、社会資本整備総合交付金事業、町道路面性状点検業務委託は、翌年度繰越額741万7,000円、町単独道路修繕事業、町道下泉原線舗装修繕工事は、平成25年度末までに工事終了のため翌年度繰越額はありません。社会資本整備総合交付金事業、町道桑野山細尾線修繕工事は、翌年度繰越額1,077万2,000円、社会資本整備総合交付金事業、町道坂京線舗装修繕工事は、平成25年度末までに工事終了のため、翌年度繰越額はありません。町単独事業、町道長松線改良工事は、翌年度繰越額2,215万円、道整備交付金事業、町道野志本下村線改良工事は、翌年度繰越額1,465万6,000円、社会資本整備総合交付金事業、中徳橋下部工橋梁修繕設計業務委託は、翌年度繰越額324万4,000円、社会資本整備総合交付金事業、梅地1号橋、梅地2号橋橋梁修繕工事は、翌年度繰越額1,500万円です。

資料3ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費、事業名、町単独事業、第5分団1部(元藤川)詰所設計監理業務委託は、翌年度繰越額300万円、町単独事業、デジタル防災行政無線システム整備機器購入施工監理業務委託は、翌年度繰越額472万5,000円、町単独事業、デジタル防災行政無線システム整備機器購入は、翌年度繰越額1億666万9,000円です。

なお、各事業の進捗状況につきましては、資料の4ページから6ページをごらんください。

以上、繰越明許費について報告をさせていただきました。

○議長(中田隆幸君) これでは報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものです。御了承ください。



◎日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について(川根本町
税条例の一部を改正する条例について)

○議長(中田隆幸君) 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第4です。承認第1号、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、川根本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由とその内容を説明させていただきます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図るため、町条例の一部を改正する必要が生じました。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日、川根本町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

提出議案の5ページから12ページと新旧対照表をあわせてごらんください。

最初に、新旧対照表の1ページ、第1条の川根本町税条例の一部を改正する条例についてです。

第23条の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、規定の整備を行う改正でございます。

1ページから2ページをごらんください。

第33条の改正は、地方税法の改正に伴う引用部分の項ずれに伴う改正でございます。

次の、第34条の4の改正は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れることにより、法人税割の税率12.3%を9.7%に引き下げる改正でございます。

次に、2ページから4ページをごらんください。

第48条及び第52条の改正は、法人税法の改正に伴う所要の規定の整備を行う改正でございます。

次に、4ページをごらんください。

第57条及び第59条の改正は、子ども・子育て支援新制度が施行されることから、認定こども園の用に供する固定資産・小規模保育事業の用に供する固定資産・病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設に伴う改正でございます。

5ページから6ページをごらんください。

第82条の改正は、自動車税と軽自動車税の格差による負担の公平の観点から、その是正を図ること及び自動車取得税は消費税が8%になったことによる引き下げ、10%の段階では廃止が予定されていることに伴い、自動車取得税交付金に係る代替財源として、軽自動車税の税率が引き上げられる改正でございます。

原動機付自転車のうち2輪のもので、ア、50cc以下については1,000円を2,000円に、イの90cc以下については1,200円を2,000円に、ウの90cc超については1,600円を2,400円に、エの

3輪以上のミニカー等については2,500円を3,700円に改正するものであります。

軽自動車及び小型特殊自動車のうち、ア、軽自動車2輪のもので、250cc以下については2,400円を3,600円に、660cc以下の3輪のものについては3,100円を3,900円に、4輪以上のもので乗用の営業用については5,500円を6,900円に、自家用については7,200円を1万800円に、貨物用の営業用については3,000円を3,800円に、自家用については4,000円を5,000円に改正をするものであります。

専ら雪の上を走行するものについては、降雪量の多い地域に限られていることから、削除いたしております。

イの小型特殊自動車のうち農耕用作業用のものについては1,600円を2,400円に、その他のものについては4,700円を5,700円に改正するものであります。

2輪の小型自動車250cc超については、4,000円を6,000円に改正をしております。

次に、6ページから7ページをごらんください。

附則第4条の2の改正につきましては、租税特別措置法の改正にあわせて所要の措置を行うものでございます。

7ページから15ページをごらんください。

附則第6条、第6条の2、第6条の3の改正は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除したものであります。

15ページをごらんください。

附則第7条の4の改正は、条例改正に伴う条項番号の整理を行うものでございます。

16ページをごらんください。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成30年までとする改正でございます。

次に、16ページから17ページをごらんください。

附則第10条の3の改正は、耐震改修促進法の改正に伴い、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物の耐震改修を行った場合の減額措置が創設されることによる改正でございます。

17ページから18ページをごらんください。

附則第16条の改正は、軽自動車のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した翌年度から、標準税率の20%の重課税率を導入するための改正でございます。

18ページから19ページをごらんください。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し平成29年度までとする改正でございます。

19ページから20ページをごらんください。

附則第19条の改正は、規定を明確にするための改正でございます。

次に、20ページから21ページをごらんください。

附則第22条の改正は、公益法人制度改革により、移行された一般社団法人及び一般財団法人に係る非課税措置が廃止されることによる改正でございます。

附則第22条の2の改正は、地方税法の改正に伴い条項番号を整理するものでございます。

次に、22ページから28ページをごらんください。

附則第23条、第23条の2、第24条の改正は、東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないとされている事項を除き、条例には規定されないこととされたため、削除するものであります。

附則第25条の改正は、前条の削除に伴い第23条に繰り上げるものでございます。

以上が、川根本町税条例の一部改正でございます。

次に、新旧対照表の29ページをごらんください。

第2条の川根本町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

附則第20条の5を削るの次に、地方税法の改正に伴い条項番号を整理した条文を追加し、同じく29ページから30ページで附則第1条の施行期日、第2条の経過措置について、国税である所得税法の改正、地方税法の改正に伴う規定の整理をするものであります。

次に、提出議案の10ページから12ページをごらんください。

改正附則の第1条では施行期日を定め、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を、第4条で軽自動車税の税率引き上げの適用区分と経過措置を、第5条で軽自動車税に係る経年車重課の適用区分を、第6条では軽自動車税の既存車に係る税率引き上げの経過措置について定めております。

以上、専決処分いたしました川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきましたので、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

(何か言う者あり)

○議長(中田隆幸君) 補足を説明。

○総務課長(前田修児君) 今の専決の税条例の一部を改正する条例についてですけれども、新旧対照表の6ページの今の町長の説明のところ、イの小型特殊自動車4,700円を5,700円と申しあげましたけれども、4,700円を5,900円に、の誤りです。訂正をさせていただきます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

通告してありますので、簡条的に申し上げます。

1番目が、それぞれの改正の主なものでいいですけれども、中身と施行期日、それから当町への影響について伺います。

2点目は、町民税の法人割で総額幾らの減税になるのかお聞きします。

3点目は、もうけている企業への優遇減税という面が大きいわけですがけれども、7割の企業は法人税割の対象になるほど収益がないと報道されています。この減税の恩恵がないと報道されている状況の中で、当町では法人が何件、件数ありまして、それから、法人割の対象の件数、それから、減収の見込みなど見込まれるものをお聞きいたします。

4点目は、当町の軽自動車の割合についてお聞きします。

5点目は、軽自動車税では幾らの増額になるのかお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 税務課長、長嶋一幸君。

○税務課長（長嶋一幸君） 税務課の長嶋です。

今の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、1番目ですがけれども、それぞれの改正の中身と施行日、当町への影響ということでございますけれども、この内容を全て御紹介していると、とてもこの時間ではありませんので、最初に要点だけを説明させていただきます。

この改正によりまして、町民の皆さんに影響を及ぼす主な点は2点ございます。そのほかにも2点ございますけれども、最初の1点目ですがけれども、82条の改正でございます。これは軽自動車の税率を自家用車は1.5倍、その他は1.25倍に、原動機付及び2輪車も1.5倍に引き上げて、なおグリーン化を進める観点から、13年を経過した車両についてはおおむね20%の重課を導入する等の車体課税の改正を行っています。

2点目ですがけれども、34条の4の改正です。これは先ほど町長からも説明あったとおり、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割の税率を引き下げる改正でございます。国は、これにあわせて地方法人税を創設し、その税込額を地方交付税の原資とすることとしています。

そのほかでございますけれども、附則10条の3、耐震改修促進法の改正に伴い、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地を接する建物の耐震改修を行った場合の減額措置が創設されています。

それから、附則17条の2でございますけれども、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年間延長し、平成29年度までにするという改正がございます。それらが今回の主な内容になっておりますけれども、続いて、それらについての施行日、今回の改正に当たっては、施行日がかなりずれているものがございます。今回25条の改正を行っています。その中で、これも先ほど町長から提案説明があったとおり、26年の4月1日の施行を基本としているわけです。これに該当するものについては、今回9条項が該当しております。

なお、ただし書きで施行日を設定しているものがあります。時系列で主なものについて補足説明を加えながら説明させていただきます。

平成26年10月1日施行日となるものが1条でございます。これは先ほど説明したとおり、34条の4、法人税割12.3%を9.7%に引き下げる改正です。

続いて、平成27年1月1日に5条項が施行となります。これは附則4条の2、附則23条から第24条、附則第25条となります。

続いて、平成27年4月1日が1条項と改正附則2条項の施行日となります。これは第82条、軽自動車税の税率改正、それから、改正附則第4条、軽自動車経過措置で新車から適用ということと、附則第6条、既存車の不適用、13年経過の除外の施行となります。

続いて、平成28年4月1日が4条項と改正附則2条項の施行日となります。これは第23条、第48条、第52条第1項の町民税の外国法人関係でございます。それから、附則第16条の軽自動車税の税率のグリーン化適用、それから、改正附則第5条、経年車の適用日、それから、改正附則第6条、グリーン化の適用日の施行日となります。

続いて、平成29年1月1日が3条項の施行となります。第33条第5項、附則第7条の4、第19条の1項です。

最後に、第57条及び59条の改正規定がございます。これは先ほども言いましたように、子ども・子育て支援法による固定資産の非課税施設の範囲を示したものでございまして、これは同法の施行日が施行日となっております。

以上でございます。しかし、それらの改正内容については、法の改正に合わせたものが14条項、規定の整備、削除、条項のずれ等に伴うものが11項の内容になっていますので、以上でございますけど、よろしく申し上げます。

それから、あと3つございますけれども、2番目ですけれども、町民税、法人税割では総額幾らの減額かということでございますけれども、これは第34条の4、税率改正によるもの内容かと思っておりますけれども、平成26年10月事業開始からとなりますので、平成27年9月決算で11月申告分となることとございます。また、法人税の増減は大きいことから、大変試算は難しいわけですが、25年の決算見込みから試算しますと、通年の課税として330万円ほどの減額が予想されます。

次に、3番目ですけれども、もうけている企業への優遇減税で7割の企業が法人税割の対象になるほど収益がなく、この減税の恩恵がないと報道されている当町の法人件数及び法人割対象の件数、減収の見込みですけれども、平成25年法人均等割納税者、結局事業所数のことですが、150社の法人が対象となっています。そのうち法人割の対象社は50社余りとなっております。

減収の見込みですけれども、今2点目で申し上げたとおり、25年の決算から試算しますと、330万円の減額が予想されています。

次に、4番目の当町の軽自動車の割合ですけれども、これはうちのほうに軽自動車以外のデータはございませんので、県企画広報部の統計情報課から発行されている自動車保有台数報告書によりますと、川根本町の自動車保有台数はおおむね7,800台、そのうち軽自動車は3,600台となっておりますので、おおむね45%がその割合となるかと思っております。

最後に、5番目ですが、軽自動車税では幾らの増額かということでございますけれども、

今回の82条の改正による影響、全対象車両はおおむね4,500台となります。25年度決算見込みから試算しますと、増税対象車は900台、増税額で100万円、これは軽自動車は新規から取得したものが新しい税率の対象となることから、このような金額になります。

なお、グリーン化の条項がございます。13年経過すると重課を課するというものでございますけれども、これをそのまま25年の決算見込みの台数で合わせますと、その対象車が1,100台、金額で言いますと330万円ほどとなります。これは平成28年度から対象となるものでございます。

以上でございますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 確認ですけれども、全協で聞いたときの金額とちょっとメモが間違っているのか、5点目の軽自動車税で幾らの増額になりますかということでは、100万円で間違いないですか。何かもう少し多かったような。

○議長（中田隆幸君） 税務課長、長嶋一幸君。

○税務課長（長嶋一幸君） 今申し述べましたように、今の増税対象車はあくまでも900台で100万円ということになります。おおむねでございます。台数はいろいろ変わりますので。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。承認第1号、専決した事件、町税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、3月20日の参議院本会議で自民、公明などの賛成多数で可決、成立した2014年度政府予算3案の一つである、地方税法などの一部を改正する法律に基づき、当町の条例を専決で改正したもので、議会の承認を求めているものです。

3月20日と言えば、当町では3月議会が18日に終わったところであり、議会を開こうと思えば、少し改正などの条文をつくるのに大変でしょうが、4月1日までに開けないことはなかったのではないかと思います。なぜなら、住民に負担を伴わない、あるいは住民の暮らしを少しでも楽にするための専決であれば、私もそんなに問題にはしませんが、法人税の減額があるとはいえ、もうかっている法人しか恩恵はない一方で、庶民でも何とか購入できる足として欠かせない軽自動車税の50%にも及ぶ税率引き上げなどが盛り込まれていて、まさに庶民いじめ、町民いじめとしか言いようがない負担増で、たとえ国が決めたからといって、

地方の議会がその影響さえ議論できない専決を行うことは、議会軽視、議会側も議会の形骸化と批判されても仕方がないことではないでしょうか。

18日の全協や先ほどの質疑に対する答弁でも、町民への負担増の影響が明らかになりました。当町では法人税減税の恩恵があるのは330万円の減税ということで、150社中の50社にかすぎません。減税、減収の見込み額も330万円ということでは、軽自動車税の引き上げの影響が100万円という今の答弁があったんですけれども、ちょっと今資料が見つかったんですけれども、軽で900万円の増というふうに全協では言われたものですから、私もすごい大きな増税になるなと思ったんですけれども、そうではないという確約をいただきましたので、ここの部分は討論から省きます。

とにかく現にもうけが出た企業への減税であり、軽自動車税の引き上げのほうや重課税では、本当に庶民の人たちがやっとやりくりをして車を買える。それが軽自動車であるという状況の中でとか、なかなか買い替えができない、そういう人たち、大事に乗っている人たちに13年たったら重課税を加算する、こういうことが、私はたとえ国が決めたことであっても、到底賛成することはできません。そういうことでどこを応援するのか、誰を元気にしていくのか。一部の大企業や大資産家を喜ばせる一方で、懸命に生活している多くの庶民、町民に苦しみをもたらす当議案には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今、反対討論を聞いておりましたけれども、本当に難しい問題で、国の上位法の改正によって、我々の町もこういう法の改正という立場に立たされますけれども。いろいろな影響を言われましたけれども、企業の減税もありましたけれども、地域全体がそれによって活気づく、活性化してくれば、またその減税も生きてくるというような見方もできるわけございます。いずれにしましても、上位法の改正による改正ということで、万歳賛成ではございませんけれども、上位法の改正、いたし方なしという立場でございます。賛成です。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから、承認第1号、専決処分をした事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

◇

**◎日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例の一部を改正する条例について）**

○議長（中田隆幸君） 日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第5です。

承認第2号、専決処分した事件の承認についての提案理由の説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることにより、所要の改正を行うものであります。

議案14ページ、15ページ、新旧対照表31ページ、32ページをごらんください。

第18条は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収額について定められており、項ずれの措置により改正するものであります。

国民健康保険税の減額について、第23条では、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡大を図るため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるための改正でございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

低所得者に配慮した軽減対象世帯を拡大するという軽減措置なんですけれども、軽減額が幾ら増えるかということと、それから、軽減される額について、もう一つ限度超過額というものもあるんですけれども、こういう軽減した場合、あるいは収納ができないものについて、国税で本算定のときにどのように扱っているのか説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 国民健康保険税の軽減判定所得の見直しに伴い、軽減額が幾ら増えるのかという鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の改正では、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が改正されておりますが、世帯平等割額と被保険者均等割額の改正前との比較で、計187万2,000円軽減額が増える試算となります。

また、次に、軽減額と限度超過額の財源は何かという御質問についてですが、軽減世帯の軽減に伴う税の減収分につきましては、一般会計からの保険基盤安定負担金繰入金として、毎年度10月20日を基準として軽減世帯に該当する世帯の保険税軽減総額を基礎として繰り入

れることになっております。限度額超過分につきましては税金にはなってきませんが、これに対する補填等の財源はありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第6、諮問第1号です。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の16ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦をすることになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち、芹澤通江氏が平成26年9月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き芹澤氏を推薦をいたすものであり

ます。

芹澤通江氏は昭和27年1月7日生まれの62歳で、平成23年10月1日から人権擁護委員に就任され、現在1期目で、確実にその任に当たられ、御活動をされております。引き続き委員に推薦したく、御同意をお願いするものであります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦についての説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中田隆幸君） 日程第7、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 日程第7です。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案17ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうちの1名が平成26年9月30日をもって任期が満了となり、退任されることになりました。今回、新たに鈴木信子氏を推薦したくお

諮りをするものでございます。

鈴木信子氏は、昭和26年2月19日生まれの63歳で、昭和46年4月から平成20年3月までの38年間、町立保育園で保育士として勤務され、退職後も平成20年9月から平成25年10月まで教育委員を務めるなど、地域の皆さんの信頼も厚く、その職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えますので、推薦いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について説明を終わらせていただきますけれども、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第8 議案第28号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第28号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第8です。

議案第28号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

川根本町では、川根本町附属機関設置条例の定めにより、教育委員会に属する附属機関として就学指導委員会を設置し、障害があり教育上特別な配慮を要すると思われる児童・生徒の就学に関する事務を遂行しております。

静岡県では、この3月、就学指導委員会を就学支援委員会へと名称変更をいたしました。

これは平成24年7月の中央教育審議会初等中等分科会の報告を受けての改称であります。本町においても、同報告が示すとおり、該当する子供個々の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う機関として、本委員会を位置づける必要があります。

このことから、本委員会の機能を拡充し、該当する障害のある子供に対して一貫した支援を行うことを目指し、条例の別表に規定する附属機関、就学指導委員会を就学支援委員会に名称変更する条例を定めるものであります。

なお、設置に必要な規則については、執行機関である教育委員会において改正をさせていただきます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告をしておりますけれども、数字、法令には関係がないことですので、少し説明をお願いしたいと思います。

いろいろ全協でも説明を聞いたんですけども、例えば障害のある幼児、児童及び生徒に行うというふうに書かれているんですけども、先ほど町長も、該当する障害のある子供というふうに提案説明で言われましたけれども、どういう障害を該当するというふうに言われるのか。そして、今社会的に大きな問題になっている子供たちのいろいろ悲惨な事件があります。いじめとか子育て放棄といいますか、命を奪われている幼い子供たち、本当に気の毒だと思うんですけども、そういう子供たちに対する支援というのはここでは該当しないのかどうか、その点について説明をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） それでは、鈴木議員の質問にお答えします。

今の障害という場合には知的障害とか情緒障害を指すのであって、例えばいじめとかの問題でなくて、そういう知的障害、情緒障害に対して早い時期からケアができるという、そういう体制にしようということと同時に、従来は指導ということですから、どこの特別支援学級に入れたらとか、どこの特別支援学校とかという、そういうものの振り分けが中心でしたのが、そうでなくて、ケアをしていこう。その後の例えば就学後も含めたような形で、いわゆる障害者が自立できるようなケアをしていこうという趣旨で、支援という言葉に変えたという意味合いでございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第28号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第29号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第9、議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、日程第9です。

議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案19ページから21ページ、新旧対照表35ページから42ページをごらんください。

後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税被保険者に対する課税額の課税限度額の改正と、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税分、後期高齢者支援金及び介護納付金課税被保険者等に対する税率等の改正をするものであります。

新旧対照表、35ページ、36ページをごらんください。

第2条第3項中、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円から16万円に改め、同条第4項中、介護納付金課税被保険者等に対する課税額の課税限度額を12万円から14万円に改めるものであります。

第3条第1項中、基礎課税分所得割額の算定率を100分の3.52から100分の4.02に改め、第

4条中、基礎課税分資産割額の算定率を100分の20.50から100分の16.70に改め、第5条中、基礎課税分被保険者均等割額を1万4,300円から1万5,800円に改めるものであります。

37ページをごらんください。

第5条の2中、基礎課税分世帯別平等割額を1万5,900円から1万6,600円に改め、特定世帯の7,950円を8,300円に改め、特定継続世帯の1万1,925円を1万2,450円に改め、第6条中、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定率を100分の1.71から100分の1.80に改め、第7条中、後期高齢者支援金等の試算割額の算定率を100分の9.78から100分の7.95に改めるものであります。

38ページをごらんください。

第7条の2中、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を5,600円から7,000円に改め、第7条の3中、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を6,800円から7,700円に改め、特定世帯の3,400円を3,850円に、特定継続世帯の5,100円を5,775円に改め、第8条中、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の算定率を100分の1.85から100分の2.05に改め、第9条中、介護納付金課税被保険者に係る資産割額の算定率を100分の11.55から100分の9.10に改め、第9条の2中、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を9,400円から1万200円に改め、第9条の3中、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を7,400円から8,100円に改めるものであります。

39ページをごらんください。

国民健康保険税の減額について、第23条各号列記以外の部分中、14万円を16万円に改め、12万円を14万円に改め、同条第1号ア中、1万10円を1万1,060円に改め、同号イ中、1万1,130円を1万1,620円に、特定世帯の5,565円を5,810円に、特定継続世帯の8,348円を8,715円に改め、同号ウ中、3,920円を4,900円に改め、同号エ中、4,760円を5,390円に、特定世帯の2,380円を2,695円に、特定継続世帯の3,570円を4,043円に改めるものであります。

40ページ、41ページをごらんください。

第23条第1号オ中、6,580円を7,140円に改め、同号カ中、5,180円を5,670円に改め、同条第2号ア中、7,150円を7,900円に改め、同号イ中、7,950円を8,300円に、特定世帯の3,975円を4,150円に、特定継続世帯の5,963円を6,225円に改め、同号ウ中、2,800円を3,500円に改め、同号エ中、3,400円を3,850円に、特定世帯の1,700円を1,925円に、特定継続世帯の2,550円を2,888円に改め、同号オ中、4,700円を5,100円に改めるものであります。

41ページをごらんください。

第23条第2号カ中、3,700円を4,050円に改め、同条第3号ア中、2,860円を3,160円に改め、同号イ中、3,180円を3,320円に、特定世帯の1,590円を1,660円に、特定継続世帯の2,385円を2,490円に改め、同号ウ中、1,120円を1,400円に改め、同号エ中、1,360円を1,540円に、特定世帯の680円を770円に、特定継続世帯の1,020円を1,155円に改め、同号オ中、1,880円を2,040円に改めるものであります。

42ページをごらんください。

第23条第3号カ中、1,480円を1,620円に改めるものであります。

以上が一部改正の内容でございます。よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

総括的な質疑ですので、町長にお尋ねをいたします。

とても重大な議案が出されました。今回の6月議会で私が一番心配していたものですが、今回初めて歳入不足が見込まれるという約5,000万円とほぼ同額の一般会計からのその他の繰り入れに踏み切れることを国保の運営協議会で聞きました。でも、それで値上げが回避されると私は期待していたんですけれども、そうではなくて、値上げの条例案が出されて、本当に驚いています。

国保の加入者は、何度も言いますけれども、消費税増税やお茶も昨年に続いて不作、収入減で、年金の繰り返しの削減、観光客の減少など、多くの人が収入は減り続け、憲法第25条に規定する全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する生存権の保障以下の人間らしい生活を営むためのやりくりは、もう限界を超えた生活を強いられているというのが現状ではないでしょうか。しかし、当町では町内の商店や農家、自営業者、高齢者などが地場産業を懸命に守り、観光客を呼び込むまちづくりに力を発揮し、町の魅力づくりの中心となって支えてきてくださっている。そういう方々が大半の国保の加入者である、その国保税の引き上げは、国の悪政に加えて行政自ら住民に頭から水をかけるにも等しい行為であり、行政の不信を招き、町の活力に大きな打撃を与えるのではないかと、私は強く危惧するものです。町長は、国保税の値上げでそのようなことはないと考えておられるのか、なぜそういうふうと考えられるのか、その根拠を伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 後ほど担当課長もお話をしたいということがあるかもしれませんので、私の考え方を申し上げます。

基本的には、基金が非常に残高が減っているということがございます。そのような中で、一般繰り入れをどのような形にしたら、一番明瞭でわかりやすいかという中での判断が一つございます。それは安定した基金を組み入れておくべきだというのが一つです。

それから、このように大変厳しい状況の中では、やはり応分の負担、過度ではいけませんけれども、最低限の御負担はお願いしてもいいのではないかとというようなこと、それが結果的には対応ができるようになるという思いから、このような判断をしたということでございますし、やはり安定した財政基盤が必要だということが一つであります。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長は基金の残高が減っている、それから、基金の繰り入れの道筋というんですか、根拠というのかな、決まりをつくりたいということで、基金に繰り入れが減った分を基金に繰り入れましょうという一般会計からの繰り入れの道筋をつけたい。それから、応分の負担はお願いしてもいいんじゃないかなというふうに思っている。私はそのところがとても矛盾しているんじゃないかと思うんですよ。基金は減っていますが、今回一般会計で繰り入れをするということで5,000万円決めたんですけれども、その繰り入れをするお金で値上げを食いとめることはできますよね。基金が減った分を増やそうというもので今回の繰り入れの中に入っているわけですよ。基金を取り崩すのが、これから審査するから詳しい正確な数字はわかりませんが、約3,500万円ぐらい基金を取り崩して、足りない分に充てましょうということになるわけですが、それ以外に基金を増やそうというところに1,000何百万か使おうということで、私、町長、ごらんになられたかどうかわかりませんが、県内の基金の残高というのは、川根本町1人あたりは最高額です。保有残高。基金がもう残高がほとんどゼロに近いような自治体もありますし、川根本町より少ないところはたくさんあります。そういう中で、今値上げを回避することが一番の大きな課題ではないかと、私はずっと訴えてきたけれども、そうではなくて、町長は応分の負担はお願いしていいんじゃないかという、そのところが私には理解できないんですけれども、なぜそういうふうに応分の負担と、今、私は値上げができない状態だよと。本当に大変な状態、収入が減っている、どんどん減らされている年金、そういうものがある中で、増えるものがないときに、どんどん負担だけ増えていったら、町民の人たちは元気をなくすし、増税だよということ自体が、本当に町民の元気を奪ってしまうことになるんじゃないかと思いますが、町長はそういうことには配慮する必要はないというお考えなのか。その根拠を教えてください。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 負担が今現在、今基金の残高をおっしゃっていましたが、保険料、これの位置づけが、私は高いとは思っておりません。県下でも最低の位置にあるという中、それで基金を安定して、なるべく負担を少なくしようというのがこれまでの行政のあり方だったと思います。それを維持しながら、若干の医療費の値上げ等もございまして、大変伸びているという中では、やはり基金の安定したことも必要だけれども、若干の負担、若干だと思いますが、その負担をお願いして、やはり安定した国保会計が運用できるというようなことにしておかないと、基金は例えばゼロ、こういう大変人口の少ないところは、大きな病気が出ますと一発で逆転するというような差異があります。それらをなるべくないようにする。安定するためには基金の繰り入れを一般財源からして、安定し、県下でも最低限の御負担はお願いしてもいいのではないかという判断です。基金がなくて負担をなくすということは、できれば一番いい話ですが、なかなか手法としては難しいのではないかと

うことと、安定した財源が必要であるという思いから、このような形にさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

また、県下の順番についてはちょっと私、今覚えてないものですから、担当のほうから報告させます。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 医療費の急激な高騰に備えるために、支払い基金は年間の医療費の約25%ほどを常に保持していきたいという一応基準を持っております。24年、25年と税率の改正をしてこなかったわけですけれども、やはり医療費の高騰によって基金の取り崩し額は大変大きい状況で、残額も8,000万ほどになっております。そういうことから、将来安定した基金の残高を維持して備えていくために、今回基金取り崩し分4,000万を一般会計から繰り入れ、基金の安定化のため、基金残金増額のために1,390万を一般会計から合計で5,390万の繰り入れで積み立てをお願いしたいというものになります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと資料が……ありました。基金の残高状況とか、それから国保税の県内での順位とか、資料を一部、全部ではないんですけども、いただいてあります。委員会審査をしていくと思いますので、今町長や課長が言われたことが本当にそうなのかということを検証したいし、私は総括質疑ですので、考え方をお聞きしているんですけども、本当に町民の人たちの暮らしが大変だという認識がないんじゃないかなと思ってしまうんです。若干の負担と言いますが、若干ではないですよ、今回の改正で。一番多い人は2万円近くになるんじゃないですか。世帯でどれくらい、数万円増える世帯が出るんじゃないかと思えます。そういうことを若干と言っている、そのことが私にはちょっと驚きだということを表示して、質疑を終わります。

○議長（中田隆幸君） 答弁はいいですか。

○10番（鈴木多津枝君） はい。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号は、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第一常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第10 議案第30号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第30号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第10、議案第30号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

川根本町自然休養村農林水産物直売所（三盃直売所）は、平成18年9月から奥大井ふるさと特産振興会が指定管理者となり利用してまいりましたが、施設は築35年余を経過しており、今後、自然休養村施設事業の目的を達する活用がなされていないことから、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例第2条から削るものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について

(不動の滝自然広場オートキャンプ場)

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定（不動の滝自然広場オートキャンプ場）についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第11、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を説明をさせていただきます。

議案23ページをごらんください。

不動の滝自然広場オートキャンプ場の施設に関する指定管理者につきましては、3月議会において、「組合400」組合長、鈴木論氏を指定管理者とする旨の議決をいただき、4月1日より管理業務を行っているところであります。

今回、同組合がより一層キャンプ場管理運営に取り組むため、経営形態を任意組合から合同会社に、社名を合同会社「River roots research & lab」（リバー・ルーツ・リサーチ・アンド・ラボ）に変更したことを受け、指定管理者としての再議決をお願いするものであります。

今回の変更は、経営形態及び社名の変更であり、それ以外の構成員、事業計画等に変更を生じるものではありません。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、公の施設の指定管理者の指定（不動の滝自然広場オートキャンプ場）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定（不動の滝自然広場オートキャンプ場）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午後 2時17分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程第12 議案第32号 平成26年度川根本町一般会計補正予算
(第2号)

○議長（中田隆幸君） 日程第12、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第12です。

議案第32号、川根本町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,720万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,511万1,000円としたいものであります。

第2表では地方債の限度額について補正をしたいものでございます。

今回の補正は、高度情報基盤整備事業に係る需用費、施工監理業務委託料、工事請負費の増額と、訪問看護ステーション利用者交通費扶助費の追加、臨時職員賃金等の補正、未来子ども育成事業費の追加、大井川鐵道におけるきかんしゃトーマス号運行に係る事業費の追加、川根高校スクールバス運行経費の増額、中川根南部小学校外壁雨漏り補修工事費の追加などが主なものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費は3億5,564万6,000円の増額です。これは高度情報基盤整備事業の事業説明用パンフレットの印刷製本費の追加及び同事業の施工監理業務委託料の増額、同事業の工事請負費の増額、千頭駅前に防災情報ステーションを新設するとともに、本庁舎や総合支所などにインターネットのアクセスポイントを設置するための工事請負費の追加、

元長島ダム工事事務所を改修し、高度情報基盤整備事業を運営する見込みの事業者に貸借借するための工事請負費の追加、高度情報基盤整備事業における国庫補助金内示額の変更に伴う財源更正をお願いするものであります。

第3款民生費、第1項社会福祉費は314万円の増額です。これは訪問看護ステーションの利用者への交通費扶助制度創設に係る経費の追加をお願いするものであります。

10ページをごらんください。

第2項児童福祉費は249万8,000円の増額です。これは人事異動に伴う臨時職員人件費の追加をお願いするものであります。

10ページ、11ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は110万3,000円の減額です。これは保健衛生総務費として、人事異動に伴う臨時職員人件費の減額です。母子保健費として、未来子ども育成支援事業の実施に係る経費の追加です。地域医療推進費として、いやしの里診療所における電子カルテ機器類の補償に対する損害保険料の増額に対応するよう、特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものであります。簡易水道施設費として、主要地方道川根寸又線つけ替え工事に伴う水道管移設工事費の追加に対応するよう、特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものであります。

11、12ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は1,555万9,000円の増額です。これは観光費として7月12日から9月28日までの大井川鐵道による、きかんしゃトーマス号運行で見込まれる多くの来町者へ対応するため、音戯の郷駐車場へ設置する無料休憩所、仮設トイレ等から成る会場設營業務委託料及び設置する仮設トイレの維持に必要なくみ取り手数料、清掃料、さらには期間中増加する観光バス、自家用車により通常の通行に支障を来す可能性のある、国道362号小井平、崎平間と千頭駅前周辺における交通整理業務委託料としての追加、並びにもりのくに運営費として、もりのくにちびっこ広場内の木製遊具故障に伴う修繕費の追加をお願いするものであります。

第10款教育費、第1項教育総務費は76万4,000円の増額です。これは川根高校スクールバス運行について、朝、千頭駅から家山駅行きを追加し、島田市等へ通学する高校生への利便性の向上のため、経費の増額及び川根高校スクールバス購入に対する寄附金受納に伴う財源更正をお願いするものであります。

第2項小学校費は70万1,000円の増額です。これは中川根南部小学校の西側校舎外壁雨漏りの補修工事請負費の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2,678万7,000円の減額です。これは衛生費国庫交付金として、未来子ども育成支援事業の実施に係る地域少子化対策強化交付金の追加と、総

務費国庫補助金として、高度情報基盤整備事業に対する情報通信利用環境整備推進交付金の内示に伴う減額と、千頭駅前等に整備予定の無線LAN整備工事に伴う防災情報ステーション等整備事業費補助金の追加をお願いするものであります。

第16款寄附金、第1項寄附金は686万円の増額です。これは教育費寄附金として、川根高校スクールバス購入に伴い、島田市島の株式会社中部衛生検査センター様からの御寄附の申し出を受けたことによる寄附金の追加をお願いするものであります。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は1,737万1,000円の増額です。これは高度情報基盤整備事業の事業費増額に係る地域振興基金の繰り入れ増額をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

第18款繰越金、第1項繰越金は3,386万1,000円の増額です。これは前年度歳計剰余金の一部を計上するものです。

第20款町債、第1項町債は3億4,590万円の増額です。これは総務債として高度情報基盤整備事業の事業費増額に係る合併特例事業債の増額をお願いするものであります。

第2表地方債補正につきましては、一般3ページをごらんください。

高度情報基盤整備事業の事業費増額に係る合併特例事業債の起債限度額を12億4,550万円に増額補正をするものであります。

以上、御審議の上、よろしく御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてありましたので、通告に従って質問をいたします。

先ほどの秘密会の全協での質問と、もしかしたら重なるところがあるかもしれませんが、多岐にわたりますので、選択していただけませんので、全て言わせてもらいます。それに、秘密会では町民の人たちに伝わりませんので、質問をします。

9ページの主に情報政策費のところなんですけれども、2款2項5目の情報政策費、15節の工事請負費3億3,841万2,000円について増額の積算根拠を求めます。

2点目は、住民には全然何も説明をしないで事業の拡大がされようとしていますけれども、当初の計画自体可決されたとはいえ、住民には具体的な説明や利用状況の調査なども何もしていません。インターネット加入希望者のアンケートなどはいつ行うのかお聞きします。

3点目、今回、光対象世帯を住民の要望や将来寸又地区の光化に備えて700世帯余り増やす計画変更などをもとにした増額予算の追加計上ですけれども、寸又地区こそ光の要望が一番強かったにもかかわらず、この増額をしてもいつのことかも定かでない状況であり、これまで住民説明会や広報などで、無線でも十分速度もとれるし、災害にも強いなどと説明してきたことは間違いだったと認める補正予算ではないかと思われまして、どうなんでしょうか。

4点目、インターネット利用者の推計、運営会社の運営経費など、どのように見積もっておられるのか、不足分は誰がどのように負担することになるのか、町の財政を圧迫する大型事業になるのではないのか、どう考えているかお聞きします。

5点目、戸別端末機は全世帯に配布する必要があるとお考えですか。希望者には昨年配布した防災ラジオを必要な改造をして使うことはできないのか、可能かどうか、その点についてお聞きいたします。要するに動画でなくてもいいよというお宅です。

6点目、将来、NTTが電話線の光化をするときが来るのは確かですが、そのとき、町が整備している施設をNTTに移管したり接続することができるのか伺います。

7点目、総務省が進める公衆無線LANは誰でも携帯が使える強い電波を使うということ聞いていますけれども、今回の防災無線ステーションと町が進めようとしている基盤整備は、委託費のところですね、町が進めようとしている基盤整備はどのような互換性があるのかお聞きします。

それから、8点目です。希望して現在使っているインターネットを町の整備したものに切り替えたときに、今受けているサービスとほぼ同じサービスが受けられるかどうかお聞きします。

9点目、議会の中継や遠隔診療など、光がないとできないような説明も聞いていますけれども、島田市では6月議会からインターネット中継を配信することにしたと聞きました。遠隔診療も現在既に行われており、光がなければならぬ人がどれほどおられるのか、そしてどのような不満の声を上げておられるのか、その点について当局が把握していることをお聞きいたします。

また、今後の支出予測、見込みなど、きちんと示して進めなくては、これまで多くの赤字の箱物を抱えている当町では、住民の不安を増大させる要因になり、町民の協力、参加が欠かせないまちづくりに支障を来すのではないかとかねがね言っていますけれども、そのような心配にどう応える考えか伺います。

10点目、工事請負費の増額の中に含まれる防災情報ステーション整備事業は、北部へ4カ所、南部は本庁舎1カ所だけというふうになっていますが、なぜこのように偏った設置をするのか。この整備は町が進めている……あ、ちょっと重複しましたね。情報通信のネットワークに入るものかどうかお聞きします。重複しているところは一つにして答えていただいて構いません。

11点目、13節の委託料の施工監理委託料1,693万5,000円の増額は、当初予算の1,080万円の1.5倍もの増額で、しっかりと監視できるようにするための人員配置など、人件費が主だという説明だったと思いますけれども、余りにも金額が大きいわけで、その中身についても増額の積算根拠が示されていません。委託業者はどのようにして決めるのか、その点だけ、ここではお聞きいたします。

以上、11点についてよろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、情報政策費、15節の工事請負費の増額ですけれども、増額分は高度情報基盤整備工事、無線LAN整備工事、元長島ダム工事事務所改修工事の合計による増額であります。高度情報基盤整備工事につきましては、公表されている国土交通省の積算基準と建設物価版を採用し、積み上げたものです。無線LAN整備工事についても同様です。元長島ダム工事事務所改修工事につきましては、業者の見積もりをとったことからの増額です。

2番目の質問にお答えいたします。

住民には全然何も説明していない事業の拡大という御質問ですけれども、住民の皆様には具体的な設計が完成した時点で説明会を行っていくこととしております。

また、インターネットの購入希望ですけれども、これは町の直接的なサービスではなくて、運営事業者が皆様のところに訪問をして行っていくこととなります。住民への説明につきましては、事業内容が確定したところで計画を立てて進めていくこととしております。

それと3番目ですけれども、光対象世帯、住民の要望や将来寸又地区の光化に備えての質問ですけれども、当初からの計画どおり、今回整備する幹線部分からある程度離れている地域については無線区域とし、今回の情報基盤計画は災害対応を考慮し、同報無線機能も更新しますので、災害時において情報の孤立地域とならないよう計画をしています。

無線の有利性である整備費や維持管理費の縮減に関しましても、遠隔地、少数世帯のみの地域などで採用し、効率化をしていきたいと考えております。

増額分につきましては、事故や災害に備えるケーブルのループ化や、将来的に大間地区などの北部地域や他の無線区域地区において拡張を検討できるよう、基盤の根幹部分を強化するために、光区域の世帯が約700世帯増加したことが主な要因となっております。無線区域についても調査の結果、中継局数が14局増加したことも関係しております。

無線では将来対応できないということではありませんが、現に無線区域で整備する地域も数多くあります。しかし、将来的にそれらの地域が光を望んだときに、検討できる形で整備していくこととして行ってまいりました。現に大間地区については、町政懇談会や議員の皆様から整備を望む声が数多く出されております。地形的な要因により大きな整備費が必要という事情もあり、今回の計画では、光ケーブルによる光区域とすることはできませんでした。しかし、将来的に拡張を検討できるよう幹線の部分を延ばし、段階的に整備を検討できる準備として対応してきたものです。

あと、インターネット利用者の推計、運営会社の運営経費など、どのように見積もっているのか、不足分は誰がどのように負担するということですが、インターネット利用者の数の推計や運営経費などは、運営事業者による見積もりとなります。議員の皆様も提案内容の説明を受けたと思いますが、運営開始5年程度は収支が合わない、赤字経営によることは資本金で賄うとの運営事業者の見解でした。運営に関する経費につきましては、運営事業

者の経営努力で改善するものと考えております。町は、町民の利便性の向上などを目的に加入者を増やすことを目的とした施策は実施しますが、経営そのものには助成はできないものと考えております。

次の5番目の戸別端末は全世帯に配布する必要があるのかという御質問ですけれども、それと、防災ラジオを使うことはできないのかという御質問ですけれども、防災ラジオへの情報は同報無線の設備を通して送信されております。この同報無線の設備が老朽化して更新の必要があることから、今回の計画に盛り込まれていると考えております。この町には戸別の端末は必要であると考えております。防災ラジオは、同報がデジタル化されたときには受信できなくなりますので、そのときには防災ラジオとしての役目は終わってしまうというふうに考えております。

将来N T Tが電話線の光化をするときが来るのは確かだが、そのとき、町が整備する施設をN T Tへ移管したり接続できるのかという御質問ですけれども、N T Tが電話線の光化することはN T Tが計画をすることですので、その計画自体については、町のほうからお答えすることは差し控えます。ただ、現時点では川根本町に光回線の導入計画はないということは確認をしています。光化が確実という情報は持っておりません。また、今回整備するネットワークがN T Tのフレッツ網に接続できるということは、これまで説明してきたところです。

それと、総務省が進める公衆無線L A Nは誰でも携帯が使える強い電波を使うがということですが、今回整備するネットワークに防災情報ステーションを接続して、無線L A Nによるインターネットが利用できる環境を整備します。

それと、希望して現在使っているインターネットを切り替えたとき、今受けているサービスとはほぼ同じサービスが受けられるのかですけれども、これは具体的に今受けているサービスを個々に示していただいたところでお答えをしていかななくてはならないと思っております。

9番目ですけれども、議会の中継や遠隔診療など、光がないとできないような説明をしている、島田市ではということですが、議会の中継につきましては、特にこちらから言及をしたことはありませんが、遠隔診療については現在行われているA D S Lの専用線が今回整備する光ファイバーネットワークに変わることで、より大きな効果ができることを聞いております。町政懇談会の際にもお話ししましたが、今回の整備は将来の利活用を考えた最低限の基盤整備という位置づけです。ただ単にインターネットの利用速度を速めるということではなくて、住民生活の向上のため、整備した後に何に使うのが大変大事なところだと思っております。

年間の維持管理費につきましては、1月31日の全員協議会で説明いたしました。その時点、概略の設計時点ですけれども、修繕費用を除いて年1,080万円という説明をいたしました。今回の設計では、光ファイバーを添架する電柱が増えることが見込まれます。更新費用

の増額については、今回の増額分は光ファイバー関係が多いことから、30年以降に更新が推定される機器類が該当すると思われませんが、工事費を含めて約3億円が、30年経過以降に必要になると考えております。

10番目の工事請負費の増額の中に含まれる防災情報ステーションの整備事業、北部4カ所、南部は庁舎1カ所の理由ですけれども、防災情報ステーションの設置の基準がありまして、それは災害時の拠点となり得る役場庁舎、障害者を含む多数の避難者を受け入れられる施設、一時的に避難できる場所として町が決定をいたしました。今回は防災時の利用が主体となりますが、今後必要であれば、他の施設への検討もしていきたいと思っております。これもネットワークに接続し、利用できるようになります。

それと、11番目の委託費の関係です。委託費の施工業者のお問い合わせですけれども、施工業者は入札により決定をされます。そして、施工監理はその請負業者が設計思想を理解して施工し、設備完成後に良好な運営ができるよう、東海ブロードバンドサービス株式会社と見積もり合わせにより随意契約を予定しております。積算の根拠は、国交省が定める積算基準と人件費単価によるものです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） まず最初に、2番目のアンケートなどを行う考えはないわけなんですか。何か運業者が各家庭に訪問して加入を勧めるということだけで終わってしまうのでしょうか。

3点目ですけれども、大間地区には……その前に無線局、今度の工事の増加の中身で、将来の光の拡張ができるように700世帯を新たに光エリアに入れたと。それから、無線局14局を増加したというお答えがあったんですけれども、無線エリアが減るにもかかわらず、無線局を14局ふやしたということがちょっと理解できないんですけれども、そういう地形があったということなのかなと思いついて聞いていましたけれども、その点を説明してください。

それから、大間地区には大きな費用が必要で、今回計画変更ができなかったと。光化できなかったという答えだったんですけれども、大きな費用が必要ということであれば、今回の3億円よりも大きい費用がかかるということなんですか。町は盛んに合併特例債が使えるときに、国の交付金も県の補助もあるときというふうなことをずっと言ってきたんですけれども、今回の3億円増額分は補助申請には入っているのか、入っていないのか、その額が。その点が非常に疑問なんですけれども、申請するときに大間地区も入れて申請すれば、町が日ごろから言っている、有利な財源で整備をすることができたんじゃないかと思うんです。無料で沢間から長島ダムまでの光を払い下げてもらえるといっても、そこで先ほども1億円ぐらいその先の工事にかかるということじゃないかなと、はっきりじゃないけれども、推定ということでは言われたんですけれども、本当にきちんと、細かいところは出ないとしても、どちらが有利なのか。盛んに有利なことを、こっちが有利だ、こっちが有利だと、今や

らなければ有利な財源がもうなくなるんだ、来年からなくなるんだとか言ってますから、それだったら、大間地区こそ光にするという目標があるんだったら、今回の計画変更の中になぜ入れる考えが起きなかったのか、非常に矛盾している答えだなというふうに思うんですけども、そののところが説明をお願いします。

それから、4点目ですけども、赤字になったらということで、町がお金を出すようなことにはならないかということの質問に対して、経営には町は助成はできないというふうに答えられましたね。5年間は資本金の中で、もし赤字になっても賄っていくということですけども、その前回のアンケートを見ても、1,000世帯ぐらいしか超高速インターネットになぎたいという希望はなかったわけですよ。そういう中で、この業者さんが5年間は資本金で賄うよ。じゃ、その後はどうするのか。経営努力でやっていくんだという町の考えですけども、じゃ、10年間のIRU契約ですか、両方とも解約できないという縛り、それが切れたら、それでももし赤字で続けてくれるのかな。5年後だってわからないなど、どうなるんだろうと非常に心配なんですけれども、やっぱり町民のニーズというのか、そこは最低限の整備といっても、将来いろいろなことに使っていきたい。そしてインターネットが超高速でやれるような環境をつくってほしいということで、この大きなお金をかけていくんだから、やっぱり町民の人たちのニーズ、希望をきちんと確認を、把握をして進めるべきじゃないかと思うんですけども、その点についてお聞きいたします。

それから、防災無線の拠点整備についてですけども、公衆無線LANではない、総務省が進めている公衆無線LANとは違うということですよ。それで、でも、こういう整備をすると、そのステーションのところでは携帯とかスマートフォンとか自由に使えるようになるという説明だったのか。誰でも使えるのかということで、今整備をしているのはそういうことができないわけですよ、無線の地区でも。そのことの違い、何が違っていて、今の無線の整備では使えるようにできないけれども、この無線ステーションをつくれば、そういうのできるようになるのか、その点を教えてください。

8番目はいいです。

ちょっと後のほうはメモができなかったので、これくらいをお願いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） まず、インターネットの加入希望のアンケートのお話があったかと思えますけれども、これにつきましては、町としてインターネットに入るかどうかということは現時点では考えておりません。

それと、無線の中継局が14局増えたという理由ですけども、これはあくまでも現地確認によって無線によって届く家屋等を目視した結果、必要となった局数の合計です。議員がおっしゃいましたように、地形的な問題、どうしても高低差等もありますので、14局増えたというのが調査設計の結果でございます。

それと、大間地区の問題ですけども、光ケーブルをなぜ今回の補正の中で対応できな

ったということですが、基本的には、大間地区まで引くには太く1本大きなものを続けていく施設が必要となります。どうしてもそういう形をとらなくてはなりません。また、サービスを提供していく上で、今回の町の施設整備及び交付金の目的は住民、町民への公共アプリ等、サービスの提供となります。大間地区の必要性は大変感じておりますし、やらなくてはならないと思っておりますけれども、全体の事業費を切り詰めていく必要性と、それと無線と有線、それらを組み合わせて、あとのランニングコストを考えていったときに、今回サービスをする上で来年の4月1日、全世帯に同時期にサービスを提供しなくてはならないという、その中では断念をせざるを得なかったというところがあります。

無線のメリットも生かした上での防災上の問題もありますけれども、今できることは将来的な施設整備が可能となる幹線を引くところで今回の補正の中での対応で、全体の整備計画となりました。

すみません。御質問の内容が抜けていたら、また後で御指摘ください。

赤字経営ですが、5年間は運営事業者が資本金を崩してでもやっていきますという説明を受けております。その先10年後はどうかということですけれども、赤字を前提にお話するのは非常に今の時点ではちょっとしづらいんですが、ただ、IRU契約は誰を守るかといったら、契約者同士ではなくて、利用者、消費者を守るための法律の意味合いもございますので、片一方がもうサービスできないからというようなことで契約を解除することはできないというふうに考えております。実際町が住民への利用をしていくための施設としてつくったものを運営事業者が手を挙げてしまえば、住民へのサービスができなくなりますので、順調に運営が成り立っていくことは大変希望しているところですが、赤字前提の話はちょっとこれ以上は、想定というか、決めることはできないと考えます。

それと、今回の防災情報ステーションですが、あくまでも現状は町の情報基盤の中につながっていくものですが、非常時において開放できることは考えられるというふうに聞いております。

あと何でしたか。抜けていたら。

○10番（鈴木多津枝君） あと言ってないです。

○議長（中田隆幸君） あと言ってないです。そこまでです。

再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） すみません、もうこれで終わりですよ。3回目ですね。

○議長（中田隆幸君） そうです。

○10番（鈴木多津枝君） 1点目ですが、アンケートを町として入るかどうかがやることは考えていないという、すごく非常にながかりした答弁で、ここまで住民の説明が足りない、声を聞いてほしいということを私は繰り返し言ってきたんですが、もう全然やる気がないということなんですね。そういう利用を業者に任せてしまうよということなんですね。それはなぜなのか。なぜやらないのか。やらなくてもいいと思うのか。そこのところ、

赤字を前提の話はできないというのにつながっていると思うんですよ。私たちとか町民の人たちは、そこを一番心配しているわけですよ。この事業がみんなに喜ばれて、本当に大勢の人が使ってくれて、もう経営もばっちり大丈夫という見通しがあれば、そんなに反対する人たちはいないと思うんです。でも、私だけの耳に入っているわけじゃないと思うんですよ。入ってくる声は、やっぱり心配する声なんですよ。前回つぶれた事業、それをまたすぐ再構築する。何だろうねという声がいっぱい上がってきているわけですよ。それで、町長はじめ行政の皆さんが、町民の福祉を守る、いろいろな生活環境をよくする。本当に将来的に必要なものだ、やるんだと幾ら言われても、本当にいいと思ってやっていることが赤字に、みんな全ての施設も、最初はそうやって説明してつくってきたと思うんですよ、箱物でも。だけど赤字になっていっている。活用を、活用と言わなければいけないような状況になっている。この事業ももちろん活用をと言わなければいけない事業だとは思いますが、やっても。本当にそういうことをきちんと一つ一つ町民の人たちの心配、不安を取り除いていく努力というのは、行政はやるべきじゃないかと思うんです。それがまちづくり基本条例の精神ではないのでしょうか。私はちょっとおかしいなと思って納得できません。もう一度町長からお答えをいただきたいと思います。町長にはお願いできるんですよ、お答えをね。

それから、次の③のところですけども、現地の確認によって無線局が14局増えたんだというふうな現地調査で答えがあったんですけども、こういうふうな形でまた何かが必要になりますよとか業者さんに言われると、また増やさなければいけない。そういうことが起きるのでしょうか、これから。起きると思っているのか。いや、そんなことはもう絶対にありませんと言ってくるのか、その点をお聞きいたします。

それから、赤字のことは言ったから、それだけです。とりあえずお願いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すみません、私のほうからちょっと言葉の足りないところについて補足します。

インターネット加入希望のアンケートなどを行うのかという御質問に対しては、それについては町で行わないという、そういう答えの内容です。実際、利活用についてはどのようなものかというのは、当然町民の皆さんからお聞きすることはやらなくてはならないというふうに考えております。それがアンケートの形になるのかというのはちょっと、いろいろな皆さんと会って話をするのかというのは、今は計画、日程等はまだ示すことはできません。

それと、中継局14局ですけども、これは最初調査設計をしてきた中で増えたもので、当初は平面図、図面上での位置を確認した中で局数を割り出したものです。現地へ行って増えた結果、14局増えたという報告を受けております。

今後は今の状況であれば、特別な障害とか現地へ行って地権者の了解が得られなかった。もしそのようなことになると、ほかのルートを想定しなくてはならない。計画しなくてはな

らない。そのときには可能性としては数が増えるか減るかは実際そういう場面に行かないとわからないかと思えますけれども、今出た設計の中で、あとは地権者との話し合いの中で移動することはあり得るということは、可能性としてお答えをしておきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどアンケートの話の質問がありまして、それに答えろという話だったと思えますけれども、今課長が言われたとおり、これは最終的には事業者が対応する問題だというふうに思っております。しかしながら、端末のアプリ等については、今ここで何が必要か、どういうことが必要かというのは当然ながら調べていかなければ、この町に合った対応はできないだろうという思いがあるものですから、インターネットの加入の関係はできませんけれども、そのような端末の対応はしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、アンケートと言いましたけれども、私、いつも思い出すんです、アンケートというのは。以前、本川根、中川根町時代の公衆電話はもう要らないということで、これからは携帯電話になりますよというときのアンケートの結果をよく知っています。というのは、もう使わないよ、要りませんというのが7割あったんです、当時。しかしながら、今では当たり前になっているというような状況の中では、やはり設定の仕方によっては、アンケートという結果は非常に不安定になるということも実際経験して知っているものですから、その辺のアンケートのとり方も非常に難しいというふうに思っております。

いずれにしましても、周回遅れの基盤整備ではあるかもしれませんが、最終的にはモデルになるような新しい端末等も対応していくということは、当然ながら行政がやるべきだというふうに思っております。

以上です。

○10番（鈴木多津枝君） あの、答弁漏れ。赤字の経営に対して、今そういう前提ではしゃべれないと言ったけれども、その利用者も確認しないでやって赤字になったらどうするんですかということに答えてほしいです。そこを町民の人は一番心配していますよということなんですけど。

○議長（中田隆幸君） いいですか、繰り返しでいいです。

企画課長、山本銀男君、その点お願いします。

○企画課長（山本銀男君） 町とのIRU契約においては、人件費その他の一定の示した、前に議会の全協のときにも一度お示したかもしれませんが、町が持つもの、運営事業者が持つもの、そして相互に相殺される分という決め事が契約の中で出てきます。その中で人件費等はもう運営事業者が持つものですので、町のほうでお支払いというか、直接持つものはやっぱり無線の使用料、それと線の添架料とか、そういうものが入っていると思いますので、赤字になったから、その人件費を町が出すというのは最初から契約上も今想定はされておられません。

よろしいですか。

○10番（鈴木多津枝君） よろしくないけど。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。
（「議長、動議」の声あり）



◎修正案提出の動議

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

ただいまの質疑をしても、なかなか先ほど午前中からの4時間、5時間にわたる質疑の中でも、やはり私は住民を不在にした事業が進められているということで、ずっと当初予算のときから問題にしてきたんですけれども、そういう状況の中で、初日、きょうここで今から採決をするというのは非常に町民の人たちにもまだ変更のことさえ伝えられていないということで、修正案を提出して、この事業をとりあえず除いて、あとはどうするかは当局が考えればいいと思うんです、いつ出すかというのは。でも、初日にこの重要な、まだ解明しなければならぬことがいっぱいある。3回しか質問ができない、そういう状況で採決するというのではなくて、もっと解明されて採決に臨むべきだと思いますので、修正案の提出の動議を出したいと思います。

○議長（中田隆幸君） ただいま鈴木多津枝君から、議案第32号の修正案を提出することの動議が提出されました。この動議に賛成する方はございませんか。

○10番（鈴木多津枝君） 挙手ですか、採決は。

○議長（中田隆幸君） 挙手でお願いします。
（賛成者挙手）

○議長（中田隆幸君） この動議は、1名以上の賛成者がありますので成立をしました。
ここで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 4時30分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

○10番（鈴木多津枝君） 議長、暫時休憩をお願いします。提案した修正案の訂正をしたい

ので。

○議長（中田隆幸君） 暫時休憩、どのぐらい欲しいですか。

○10番（鈴木多津枝君） 10分ぐらいあれば。

○議長（中田隆幸君） 提案者のほうからここで提案していただかなければなりませんので、まだ提案の理由ができないということで、10分間だけ休憩をいたします。

再開は40分からであります。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時40分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議を議題とします。

本案に対しては、鈴木多津枝君ほか3名から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者鈴木多津枝君の説明を求めます。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 大変不慣れなことをしまして、不手際がたくさんあって時間をかけたことを、最初におわびいたします。

それと、発議者の名前が6人になっていますけれども、先ほど午前中からずっと説明を聞いて、全協でも聞いたと思うんですけども、中澤荘也さんと根岸英一さんが発議者からおりたいと。説明がもう十分納得できるからおりたいということで、発議者は4人に、小藪侃一郎、鈴木多津枝、太田侑孝、芹澤廣行、この4人の議員になりました。そのことを先にお伝えをいたします。

それから、修正案ですけれども、皆様のお手元にお配りました修正案をごらんいただきたいと思います。

まず、一番修正したいというのは、もうずっとこの間、さきの全協のときから言ってきました。きょうの初日の採決にこういう3億円以上の補正予算を、まだ説明も十分でない、そういう状況で、議会のルールといっても川根本町だけのもう慣例のような形で初日の議決ということのをこれまでも続けていまして、私も繰り返しこの改善を求めてきたんですけども、なかなかそれが実現しない状況で、こういう提案がされて、当局もこの部分だけ外したほかの一般会計の補正予算にしてほしいと、何回も要望しましたけれども、結局一括で上程して、一括で採決をしてもらいたい。先ほどから説明していますけれども、とても緊急な状態に、厳しい状態になっているからということで、外されず原案どおりの上程となりました。

そのことで私たちは、この4人はこういうことが議会の慣例になってはいけないということもあります。そして、町民が何よりも納得した形で議案を進めたい、行政を進めていただきたいという思いもあります。そういうことで今回修正案を出すことにしました。

今回6月議会に上程された3億7,720万円を追加して、歳入歳出予算の総額80億8,511万1,000円とするものは、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）、情報政策費で3億5,564万6,000円、補正額の94.3%が出されておりますが、この大半95.2%を占めている高度情報基盤整備事業工事請負費3億3,842万2,000円の増額は、3月当初予算工事費15億1,200万円に22.4%も上乘せし、18億5,000万円とするものであります。

平成25年12月26日、瀬平地区から始まった町政懇談会は、平成26年2月27日、青部地区まで23回開かれました。情報基盤説明では、同報無線の更新9億円も兼ねて各戸に端末機を設置し、想定事業費15億円で、最低限の情報基盤の整備をしていく。通信サービスは使う人は有料で、使わない人は無料である。情報通信基盤は国の補助基準の30メガビットの速度を町内どこでも確保できる整備を行うと繰り返し宣言されてきたものです。各地区での質問には、無線エリア、有線エリアの区分説明をぼかして検討中を連発し、詳細がわかり次第、町民の皆様にごこのような説明会でお知らせをすとしてこられたものです。

3月定例議会の予算審議で15億円余の事業費を検討してきました。今回は最新の無線技術、高速無線を使うことで情報通信と同報無線を包括的工事とし、金額も前回よりも大幅な削減を図れることなどから、賛成多数で議決されました。その後、2カ月余りしかたっていない6月17日の議会全員協議会で、3億3,841万2,000円の工事請負費と当初予算の1.57倍を追加する施工監理委託料1,693万5,000円、計3億5,500万円を越す多額な増額補正について、不安と説明不足がありました。

なお、今回の工事費の中に運営会社、資本金5億円の事務所に貸し出しのための旧千頭小学校跡地にある元長島ダム事務所、昭和62年建築、1階は駐車場になっていて、2階の高床式事務室ですけれども、この改修経費1,200万円ほど含まれております。

光有線地区の拡大のためとする増額要件の理由説明も後づけ風の説明で、何事だと疑問を感じました。ちなみに、当初予算成立直後の4月4日付のエリア区分地図に、幹線沿いの地区は光有線となっているということでは、先ほどの全協でも、回答がこの矛盾については説明がありませんでした。

また、以下の理由からも議会初日に決裁できるものではないと考えています。一つは、議会軽視の姿勢は、議会基本条例に照らしても、このまま見切り発車することはできないこと。二つ目は、増額理由の積算根拠や安芸高田市では設備更新時の費用は基本的に運業者が保障するとされていると聞いておりますが、当町では設備更新費用問題の対応も示されていないこと。3点目、有線、無線のエリア区分分けなどの住民への説明も行われておらず、町長、行政と町民の信頼関係を損ねていること。町民は住民不在の事業執行行政手法を横暴と捉えられていると感じます。住民、町民の皆様にご十分な説明のために時間が必要であります。

4点目、各地区で行われた地区懇談会や安芸高田市視察研修の意見を検討委員会などをもって議論されたのか。端末機によるサービス内容の検討はどのように検討されたかも不明です。3月議会の企画課長答弁でも、今後議決前が大事になってくると認識している旨の発言がありました。

このような問題を初日に採決をするなどで禍根を残さないために、議会の一員としてチェック機能を果たすためにも、初日補正予算議案（第2号）の一括審議から情報基盤整備工事費増額部分を一旦離した、一般会計補正予算修正案を、4人の議員の連署で提出するものです。

これは小藪議員が作成してくださった提案理由の説明です。提案理由は小藪議員からやっていただくことになっていましたけれども、議長から私が指名されたので、代わって私が代読させていただきました。私も同じ思いです。

それで、修正案を読み上げます。

議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

1、第1条中、3億7,720万5,000円を5,129万3,000円に改める。

2、第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

款、項、補正額、計というふうに読んでいきます。

17款繰入金、2項基金繰入金、補正額63万5,000円に改めます。それで合計が9億3,478万1,000円となります。

それから、18款繰越金、1項繰越金、補正額2,218万5,000円、計1億2,218万5,000円。

20款町債、1、町債4,840万円、計14億2,860万円。

歳入合計5,129万3,000円。計77億5,919万9,000円。

歳出、2款総務費、2項企画費、補正額2,973万4,000円、計24億795万4,000円。2項企画費のところでは、2,973万4,000円、この計が17億7,895万1,000円。

歳出合計5,129万3,000円、計77億5,919万9,000円。

3、第2表地方債補正を次のように改める。

起債の目的、補正前、補正後、限度額について修正をさせていただきます。

合併特例債、補正前限度額8億9,960万円、補正後限度額を9億4,800万円とするものです。

4、修正箇所の説明資料として修正した事項別明細書を配付していただきましたけれども、不手際で間違いもありましたので、事項別明細書は先ほどの全協で説明したように、たくさん修正箇所がありました。また改めて正しいものを提出したいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。



◎会議時間の延長

○議長（中田隆幸君） 本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長いたしますので、あらかじめ御了承ください。



○議長（中田隆幸君） それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の順は、討論交互の原則により、議会運営委員会の申し合わせによります。

まず、反対者の発言を行い、次に、賛成者の発言を行います。

これより原案と修正案を分けて討論を行います。

最初に、議案第32号に対する修正案の討論を行います。

討論はありませんか。9番、森照信君。

○9番（森 照信君） ただいま議案第32号について修正案が出されましたけれども、私は反対の立場で討論させていただきます。

当初、15億という、私は暫定予算だと思っておりますし、その後、設計をいたしまして18億という数字になりました。これが私は本の予算だと思っておりますし、この3億というものは、そのためのついたお金であります。それで、その中であって、やはり旧中というんですか、が5地区ですか、それと旧本で3地区、8地区に今まで無線だったものを光ということで、これは23地区の説明会を回った中であって、皆さんの要望もあったし、やはりこの光というものは格差をなくすためにやらなくてはいかん。本当は全地区光にやらなくてはいけないことでもありますけれども、とりあえずは幹線だけは太い線を引いて、後々必要なところへは車と言えば乗用車の道をつくった、例えですけれども、軽の道をつくろうとした。その中であって、予算もあったから普通車が通るような道にしようというような、そういう形のものだと私は思っております。

ですから、もうこういうしっかりしたものが出ておりますし、期間も間近に、もういろいろ出さなくてはいかん申請書もあります。ですから、ここで修正案出して、じゃ、最終日といって5日間ですか、それでそのときに何をやるのかということもありますし、議員は議員として、やはりその中のものに対しては、議決したのに対してはしっかり説明もしなければいかん。やはり行政ばかりに頼っていてもいかん。やっぱり自分たちもそれなりのことをしなくてはいかん。私はそのように思っております。ですから、この補正予算に対して

は賛成の、修正は反対ということで討論させていただきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

修正案に賛成の立場から討論を行います。

私は当初予算にも反対をしました。なぜかという、この事業の進め方がやはり逆立ちをしている、さかさまだ。行政が決めておいて説明をする。行政が計画をもう国へ申請をして、現地視察をする。こういうふうにもう変えられない状態で見せたり、説明をしたりしていく。これは町が一昨年、3年前になるんですかね。1年かけてまちづくり基本条例をつくったんですけれども、まちづくり基本条例の精神とも本当に反するものではないかと思っています。まちづくり基本条例の第1条には、目的ですけれども、町民みずからが考えて行動し、ともに助け合いながら町をつくるという理念のもとに町民、議会及び町の役割と責務を明らかにして、住民自治によるまちづくりを実現することを目的とすると定めてあります。そしてずっと住民自治、町民参加、本当に町民の人たちの力をとにかく議会も行政も集めて、協働のまちづくりをしていくんだと定めています。

ところが、最初からアンケートもとらない、それから、町民への説明も、町長は本当に選挙で10月に当選されて、11月にはこの計画を打ち出されて、12月の暮れにはもう説明会を始めた。各地区23回という本当にこれまでにないすばらしい精力的な説明をされて、住民の方々も町長選が終わったばかりのほとぼりの冷めない中で、本当に町長を応援した方はたくさんいらっしゃると思うんです、大差で当選されたわけだから。だから、町民説明会に来られた人たちは本当に町長を信頼しておられたということがよくわかる懇談会でした。私も聞いていて、本当に鈴木町長の人気というのはすばらしいものだなどと感動して、ついてきました。

でも、やっぱりやり方が違うんじゃないか。私はずっと、こういう重大な事業があんな町を二分するような形で分解してしまった。そのために再構築をするというのであれば、なおさら反対した人たちも含めて、いろいろこの事業に関心を持っている人、やってほしいと強く町長に言っている人たち、そういう人たちを入れて一緒に計画を練っていく、それが私は行政として当たり前なことではないか、住民を主役と考えなければならない行政として、当たり前のことではないかと思うんです。

補助金がなくなる、補助金がなくなるということを盛んにおっしゃいますけれども、言われれば言われるほど、私はそういう行政としての責務を放り出してしまう。そのための何かおどし文句に聞こえて仕方ありません。確かに国はもう光情報基盤整備は全国ほとんど96.6%ですか、4%ですか、整備済みだと。あと残っているのは0.6%のこの川根地域と、あと東海地域では川根本町だけだとか、そういう説明をされましたけれども、でも、それはもうほとんど整備が済んでいるから、申請が少なくなっているから補助金が減っていった

るんであって、もともとちゃんとこういう事業を今組み立てるから、補助金を確保してもらいたいということを国のほうへ伝えていけば、その次の年には予算化されるものだと私は思っています。なぜなら、国は100%整備を目指しているわけですよ、この整備を。じゃ、残されたままのところでもいいのか。もし切っていったら、そこでやっぱり国にきちんと訴えるのが、行政のトップ、私たちも加えて、その責任だと思うんです。町民の人たちが本当に必要だ、やってくれということを受けてやる事業だったら、やっぱりそこを本当に一肌も二肌も脱いで、国に対して要望していくというのが、行政の仕事では、ましてやトップの仕事だと思います。

そういうことで、まるで国が補助金を切っていくから早くやらなければならない。町民の声も本当に懇談会23カ所やったからいいと思っていらっしゃると思うんですけども、私はそれは大きな間違いで、私たちの周りには、前回反対して、これをやめさせた町民の方々がたくさんいらっしゃるわけです。もうそういうものを出してきたのか、本当に町の将来のことを考えていると行政は言うけれども、お金はどうなるんだ。人口は減っていくし、高齢化していくし、その人口が減っていく、高齢化していく、そういうのに対応するための事業なんだよと、私たちが一生懸命賛成したいと思って説明をしても、反対の町民の人たちはなかなかそこが切り替われません。だったら、もっともっと説明をして、やっぱりせめて半数以上の人が賛成なんだよと。そういうところをアンケートなどで確認をして進めていくのが、あれだけの大きな事件に発展した、その後、再構築をしようという、私は行政の責任ではないかと。ここのところがないということが、一番残念でなりません。

前議長からも言われました。今の議会の人たちは前回3,000人を超す署名で請求された住民投票をやってほしいと、決めてほしいという、それを住民投票反対派の人が否決したときに、その中の1人がアンケートを、住民投票は賛成か反対かしか、二者択一しか意見が聞けない。アンケートなら町民の人たちのいろいろな複雑な気持ちも聞けるから、アンケートをやってほしいということで、賛成多数で議決を行いました。私たちは反対したんですけども、でも、その結果を見て、前佐藤町長はこの事業を断念されました。その結果というのは鈴木町長も当然御存じだと思うんですけども、町が計画している情報基盤整備事業は町の将来にとって必要だと思いますかという問いに対して、思うという答えは27.4%でした。思わない、必要とは思わないが41.5%でした。新聞には大きく報道されました。そして、もう1点、超高速インターネットに加入したいですか。要するに超高速インターネットに加入したいかと聞いたんですよ。したいと思うが22.8%しかありませんでした。そして加入したくないは68.6%でした。佐藤町長はこの数字を見て、続けるわけにはいかないと言って断念した大きな事件です。それを鈴木町長が将来のことを考えて、若者を呼び込みたい、いろいろな事業者を呼び込みたい、この町を元気にしたい、本気で思われるんだったら、やっぱり町民の大半の人が、町長、本当にそうだね、一緒にやろうよという形をつくってくれないと、私たちが一生懸命説明をしても不安な人たちはいっぱいいるんです。住民説明会やっても来

ないから悪いんだとか、先ほども全協のところで疑問があったら聞かないから悪いみたいな言い方をされると、本当にそれは行政が上から目線の言葉でしかあり得ないわけです。そうじゃなくて、やっぱり飛び込んでいって、町長、いつでも自分の部屋に来てくれとか、本当にすばらしい公開の姿勢を見せてくださっていてありがたいんですけども、町民の人たちはやっぱり敷居が高いと思います、行政に来るのは。

だから、やっぱり繰り返しいろいろなことで教えていく。そして最後はやっぱりアンケートをとる。ここがないと、町民の人の信頼は回復できないと思うんです。アンケートをとった結果、50%以上、半数以上の方が欲しいと言っていた、あるいはアンケートの中で若い層がこんなに欲しがっているよと言っていた。こういうことを町民の人たちのお年寄りの人たちにはもう使えないかもしれないけれども、町がそれはお年寄りの人たちを一生懸命見守りに使うから、活用するから、そういうことを一生懸命言って説明して、やっぱりこんな大きな事業は町民の合意をつくっていく努力をすべきだと思います。

その町民の合意を図ることが本当にできていない。もうできていないとしか言いようのないこの事業に、私は当初予算でそういうことを言って反対の中の一つにしました。今回も3億余の増額補正ですけれども、これに対しても、もう全く町民の人たちにとっては寝耳に水の話だと思うんです。15億円でできるよ。光と無線で30Mbitの速度はちゃんと確保できて、町内どこでもインターネットが高速でできるようになるよという説明をされた。それなのに、今回もう説明からまだ5カ月半ぐらいしかたっていないのに、3億余の増額なんです。この先これやったらどれだけ増えるんだろうと、すぐ言われました。だから、私は説明することがだんだんできなくなってきました。ぜひ議員が堂々と説明できるような状況をつくっていただきたい。そういうことを最後に心からお願いいたしまして。

それと、議会の慣例になっている初日の採決に対しては、もう何回も初日採決で重要な議案までやるのは問題があるということで、繰り返して要望してきましたけれども、こういうことになった以上は、初日の採決というのも改善していかなければならないと、私は強く要望いたします。利用者がどれくらいいるかもわからないところで3億余の増額をしていく。その増額の根拠も町民の声を聞いたと言われてはいますが、一番肝心な、一番要望が強かった寸又は光になるのが後回しだと。これでは、そのための前段のできるだけ寸又に近いところまでは光化していくんだよ。そのための増額もいっぱい入っているんだよということでは、町民の人たちは納得しないのではないかと。じゃ、無線はだめなのかというふうに思われてしまいます。

だから、全体が光化するという目的で今回増やされた3億余の補正予算です。光と無線をあわせて大丈夫だよと言ったことは、どう町民に担保するのか、そこが消えてしまっているということが、きょうの説明で明らかになりましたので、ぜひこの補正予算の修正案、時間がない、日にちがない。行政担当者の人たちは本当に大変な努力をして、私も自分で修正案つくってみてわかりました。でも、本当にそれは行政としてやらなければならないことで、

きちんと町民に説明をしてから進めるべき。せめてこの議会の初日に採決するなんていう無謀なことはやってほしくないということで修正案を提出しましたので、ぜひ皆さんに議会人として、議会基本条例にもものをもって、住民を基本とする議会を進めていく。このことにもものをもってぜひ賛成していただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで修正案の討論を終わります。

それでは、次に、議案第32号の原案の討論を行います。

討論ありますか。

10番、鈴木多津枝さん。

まず、原案に反対の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 採決をするんじゃないですか、先に。

○議長（中田隆幸君） 原案と一緒にやります。

○10番（鈴木多津枝君） 違うでしょう。

○議長（中田隆幸君） 討論をやってからやります。議会運営のほうで。

○10番（鈴木多津枝君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（中田隆幸君） じゃ、ここで休憩をとります。

休憩 午後 5時10分

再開 午後 5時14分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、次に、議案第32号の原案の討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

原案というか、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）に対して、反対の立場から討論を行います。

先ほどの修正案に対する賛成討論とほとんど同じ理由になってしまうわけですが、反対するのは。

○議長（中田隆幸君） なるべく簡潔にやってください。

○10番（鈴木多津枝君） はい。先ほど言い残したところで、議会基本条例のことについて、少し皆さんにお話をしたいと思います。

議会基本条例3条、議決の責任というところがあります。議会は議決責任を深く認識する

とともに、議決し、自治体としての意思決定または政策決定をしたときは、町民に対して説明をする責務を有する。5条に、議会は町民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう町民参加の機会の充実に努めること。7条で、情報の提供、町民との協働、それから町民との意見交換会を開かなければならないと規定しています。これも前議長のときに1年かけて一生懸命、町民に信頼される議会にしていこうということで、あの大きな事件があった後、考えてつくったものです。

町民なくして町政なし。町民の声を聞くべきだという、そのことを繰り返し私たちは議会基本条例をつくりながら確認をしてきました。なのに、私が要求してもアンケートも行わない。それから、パブリックコメントもさきの17日でしたか、全協で言ったときもパブリックコメントもかけない。それから、3億余もの計画変更を初日に採決するという、抵抗する議員の人たち、私たち議員が初日の採決は無謀だと抵抗したんですけども、今回の修正案に対しても人数も減りましたけれども、当局の説明が納得できたということで発議者も減って、私たち4人で、それでも修正案を出しました。何とか議会の基本的な形としてこういうものを初日に採決をするという前例を崩していきたい。そういうことが私は一番大きな目的です。このことで私はよく予算、決算に反対をします。ほとんど1人ですけれども。でも、その心の中には意見を言いたい。意見を言わないと改善されていかない。行政も改善されていかない。その思いが物すごく強い思いがあって、一生懸命意見を言っています。今回も同じです。同じ思いで、この事業についてはいいか悪いか決めるのは町民だと思います。私はそういうことを確認をしていない事業の推進については、当初予算のときから賛成できないことを明らかにしてきました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 私はこの案に賛成の立場から討論させていただきます。

特にきょうもそうですが、全協で2款2項5目の情報政策費、これについてきょうをはじめ、先日も皆さんで議論をしてきました。それに対しての賛成討論をさせていただきます。

将来を見据えた事業の補正予算であり、ただ単に追加した予算ではない。多くの関係者のお力添えで、特に国の交付金の約8割が与えられました。今回の予算、設計では国庫交付金、県補助金及び合併特例債を最大限に活用し、基盤の根幹の部分を強化していて、将来における町の北部地域への拡張も可能となるようにしています。

全員協議会でも少し話しました。足回り強固にしてエンジンを乗せていきたい。川根本町バージョンを積み上げていくべきです。7月中旬には総務省関係者がICT情報通信技術を活用した遠隔医療の視察もあるそうです。国が8年前の小さな町の合併のみ、先輩方がつくった町に期待しているということです。事業費はもちろん大事、しかし、この町の人口推移、人口年齢、未来を考えていく事業だと言い切りたいです。私はこの予算案に賛成の立場から討論します。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。3番、野口……

反対者の意見を求めます。

○3番（野口直次君） すみません、賛成のほう。

○議長（中田隆幸君） いいですか。間違いですね。

ほかに討論はありませんか。いいですか。

（何か言う者あり）

○議長（中田隆幸君） どうしても賛成のほうでやりたいですね。それじゃ、3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それじゃ、すみません、特例ということで。

また「議員必携」を見直して勉強させていただきます。

一応聞いたつもりではいたんですが、私の聞き間違いでございました。

すみません、私は原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

きょうの全協でも再度確認はできたんですが、この原稿はきょうの全協の前にゆうべつくったものですので、よろしく願いいたします。

私は、過去一般質問で、町民一人一人に大事な税金を利用させていただく、将来町民がよりよい暮らしができるため、15億円の重みを質問いたしました。

情報通信事業の必要性、目的、将来どのように利活用するか。町民が光があって本当によかったと必要不可欠になるようお願い、賛成いたしました。

今回の補正予算、基盤整備事業で工事請負額が約3億3,800万増額、当初予算10億1,200万、予算の中には、大井川流域の地名から千頭周辺に至るまで光エリアだと思っていました。23回の町政懇談会でも各地区質問には、無線エリア、有線エリアの区分説明は検討中。詳細はわかり次第、住民に今後の説明会で知らせる。3月の当初予算、6月になっても町民に具体的な説明もなく、当初予算10億1,200万には当然私たち流域は有線エリアとほとんど現在に至るまで地区住民は思い込んでいます。今さら田野口、水川等8エリアが無線エリアと言われても、言葉が出ませんでした。

6月17日の全協、6月20日の全協、6月23日も担当課に最終確認をしても、水川等は有線ではありませんと断言され、もしこの補正予算が出てこなければ工事実施になっていたなどと思うと、ぞっといたしました。

6月17日以降、私は議員、町民等に相談し、考えながらも、自分自身の判断がなかなかできませんでした。その間にも基本設計約18億5,000万、当初だから、今がスタートだから、早期にいろいろな方法で十分町民に説明するように全協で繰り返しお話しし、お願いをいたしました。

6月26日、上程しようとしている補正予算から、情報基盤に関する追加予算の部分を外して計上し、議会が納得できる積算根拠を示すとともに、町民に説明を果たすまで上程しないように、6月20日付で有志議員7名と一緒に要望書を鈴木町長に提出いたしました。却下

されました。

私を含め多くの議員が今回の6月議会の最終日または臨時議会、9月議会等追加計上できないかと思い、要望いたしました。私は担当課に最終確認したところ、26年度内に完了には、国の交付金を利用するために事務手続を考えると6月26日しかないと言われ、国・県への今後の職員の折衝、前回情報整備事業の延期、凍結、またほかの事業の今後を含めて影響がと思い、断腸の思いで了承し、今回の補正の件には賛成に回りました。

また、工事運営会社が、この先長期にわたり元長島ダム事務所の跡地、町所有事務所借用に対する改修経費約1,200万も町持ち、また、及び補正時期に計上にも疑問も持っておりますが、今後これ以上絶対に町民にさらなる負担をかけないのだという強い意識を持ち、整備工事、施工監理業務にチェックをかけ、早期に約3億4,800万を増やした理由を、また、この事業においてこれから、最初からそうでしたが、私のほうも悪かったんですが、時間が無いということは行政も議会もタブーにして、十分丁寧に事業内容確定等住民に説明、今後事業の多くの課題を一つ一つクリアし、その都度明確にわかりやすく町民及び議会に説明し、特にこれからは設計説明、協定内容説明、これから構築していくことになる将来のソフト面、また大事な利活用、本町が中心となり指導、監督を努め、運用にも各課も協力し、説明責任を果たすことを終始徹底をお願いし、二度と町民、議会に踏み絵をしないように、町民、行政、議会、3本の矢をもってなし得る、これから大きな事業と思い、賛成討論いたします。

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいま修正案が提出されておりますので、まず、修正案を採決します。

修正案が可決となった場合には、次に修正案による修正された部分を除く原案についての採決をとり行います。

また、修正案が否決された場合は、そのまま原案の採決に移ります。

この採決は起立によって行いますが、この際、起立をしない議員の取り扱いについてお諮りします。

議案第32号の採決は起立によって行いますが、起立をしない議員は本案に対し反対とみならずことで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議がありませんので、さよう決定いたします。

初めに、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についての修正案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立少数です。

したがって、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についての修正案は否決されました。

次に、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についての原案を採決をします。

議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）議案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についての原案は可決されました。



◎日程第13 議案第33号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第33号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程13です。

議案第33号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,920万円としたいものです。

今回の補正予算は、主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴う水道管移設工事費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水第4ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は270万円の増額です。これは主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴う水道管移設工事費の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は27万円の増額です。これは主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴う水道管移設工事費の追加に伴う一般会計繰入金の増額をお願いするものです。

第2項基金繰入金は108万円の増額です。これは主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴

う水道管移設工事費の追加に伴う基金繰入金の増額をお願いするものであります。

第6款諸収入、第3項雑入は135万円の増額です。これは主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴う水道管移設工事に係る県からの補償費の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第34号 平成26年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第14、議案第34号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案の理由を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第14です。

議案第34号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,497万4,000円としたいもので

す。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものです。

今回の補正予算は、いやしの里診療所に整備された電子カルテ機器類の保守に関し、昨年度まで保守点検業務委託により対応していたものを、補償契約により対応するという経費の増額をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所5ページをごらんください。

第2款医業費、第1項医業費は4万7,000円の増額です。これは電子カルテ機器類の補償に対する損害保険料の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は4万7,000円の増額です。これは電子カルテ機器類の補償に対する損害保険料の増額に係る経費の財源として、一般会計から繰り入れるものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、診療所2ページをごらんください。

いやしの里診療所電子カルテ機器類補償コンサルティング契約については、平成27年度までの契約となりますが、平成26年度中に損害保険料を前納しますので、限度額はゼロ円となります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） お諮りします。

委員会審議のため、6月27日から7月1日までの5日間、休会としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、6月27日から7月1日までの5日間、休会とすることを決定しました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本当に長い時間ありがとうございました。
本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 5時38分